

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		高度地区内における再生可能エネルギー設備の設置等に係る建築物の高さの許可
根拠条例・規則等名		建築基準法(昭和25年法律第201号)
条 項		第58条第2項
所 管 部 課		建設局 建築部 建築行政課 (048-829-1533)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	設定できません。 (許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難である)
	設定等年月日	令和5年4月1日設定 令和 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	60日
	設定等年月日	令和5年4月1日設定 令和 年 月 日最終改正
備 考		